１平成30年12月１日より、市内における水道の新設メーターについては、水道の給水開始の届出により、下水道の使用の届出（「公共下水道使用届兼使用者台帳」）があったものとみなします。

(国分寺市下水道条例施行規則　第６条２項)

２　工事や畑への散水等で下水道を使用しない場合には、「下水道未使用認定申請書」又は「工事用排水下水道未使用届」の手続きをお願いします。

下水道を使用しない旨の申請が無かった場合には、下水道料金が賦課されますので、ご注意下さい。

ご不明な点がございましたら，下記まで連絡下さい。

問合せ先

国分寺市　建設環境部　下水道課　業務係

電話 042-325-0111

内線 451